

## 富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給制度

### 1. 目的

売上の減少や原材料等の高騰に直面している中小企業者の資金の調達を支援し、経営の安定化を図ることを目的とする。

### 2. 利子補給対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者

○セーフティネット5号認定を受け、静岡県内の経済変動対策貸付資金を借り受けた者

※ただし、国の緊急保証制度が開始された平成20年10月31日から、平成23年3月31日までに上記資金を借り受けた者に限る。

○市内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいること。

○市税を完納していること。

### 3. 利子補給率

支払利子額の1/4以内

### 4. 利子補給期間

2年以内

### 5. 利子補給方法

融資開始後1年間及び次の1年間の支払利子額に基づき、それぞれに利子補給する。

(合併以前の芝川町時代にセーフティネット5号認定を受け、静岡県内の経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業者については、平成22年4月1日からの1年間及び次の1年間の支払利子額に基づき、それぞれに利子補給する。)

### 6. 利子補給開始時期

平成21年度～

### 7. 利子補給金交付申請先

環境経済部商工観光課商業係 TEL 0544-22-1295